

**要望事項 (優先順位 1)**

自転車の危険走行に対する指導の徹底について

**要 旨**

吉田学区は学生が多く、自転車の利用者が大変多い学区です。近年は特に、事故につながるような自転車利用者の危険な走行姿が目に見えます。

これら自転車の危険走行について、警察の指導を徹底していただきたく、要望いたします。

危険な自転車走行の例：傘を差しながらの走行、携帯電話で通話しながらの走行、スマートフォンを操作しながらの走行、人のいる歩道上を猛スピードで走る、赤信号無視等

**回 答****(川端警察署)**

川端警察署管内では、平成26年中、自転車乗用中の交通事故件数が交通事故全体の約3割を占め、このうち約3分の2に自転車利用者側にも何らかの法令違反が認められることから、関係機関等と連携し、自転車利用者に対する交通ルールの遵守を徹底させる諸対策を実施しております。

吉田学区においても、自転車乗用中の交通事故件数が川端警察署管内の約2割を占め、学生の自転車利用者が多い等の実態を踏まえつつ、自転車の安全利用を徹底するため、危険行為を繰り返す自転車利用者に対する指導取締りを始め、大学職員・京都市・交通ボランティア等との協働による街頭啓発活動や、新入学生等を対象とする自転車安全講習等の広報啓発活動の実施に努めております。

今後も、関係機関・団体等と連携して自転車利用者に対する指導を徹底してまいります。

**(京都大学)**

本学においては、学生の自転車走行に対する法令遵守及びマナー向上に向けて、街頭での啓発活動や、学生及びサークル等の課外活動団体に対する自転車走行時の法令遵守の重要性についての注意喚起、新入生を対象とした初年次教育プログラムにおいて自転車走行マナー等のコンプライアンスに関するガイダンスを実施するとともに自転車マナーについてのe-Learningを実施等しております。

また、平成27年6月1日の改正道路交通法の施行にあたり、自転車運転中の安全ルールの遵守について改めて学生への周知徹底を図り、危険行為を起こすことのないよう一層の啓発活動を行っているところです。

今後も引き続き、学生の自転車走行に対する法令遵守及びマナー向上に向けた取り組みを実施いたします。